北海道・札幌「GX 金融・資産運用特区」における「地方税の税制優遇」検討懇談会
（第 1 回）議事概要

１．日時 令和 6 年 7 月 29 日(月）午前 9 時 30 分～午前 11 時 45 分

２．場所 北海道立道民活動センター（かでる２・７） 1070 会議室

３．出席者

［座　長］ 北海道大学　工学研究院　教授　石井　一英

［委　員］ 北海道大学　公共政策学連携研究部　教授　宇野 二郎
釧路公立大学　地域経済研究センター長　教授　中村　研二
北海学園大学　経営学部 教授　石嶋　芳臣
株式会社三井住友フィナンシャルグループ　理事　金子　忠裕
（グローバルバンキング部門、ホールセール部門 統括責任役員補佐）
（水素バリューチェーン推進協議会 金融委員会 委員長）

［ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ］ 北海道市長会、北海道町村会、北海道経済産業局、北海道地方環境事務所、
北海道(財政局税務課)、札幌市(財政局)

※欠席者（別途、書面にて意見提出あり）

［委　員］ トヨタ自動車北海道株式会社　代表取締役専務　今井　光明
北海道経済連合会　専務理事　髙田　聡

４．議 事

(1)　地方税の税制優遇検討懇談会について
事務局より、資料 1 に基づき、本懇談会の目的、構成員、運営等について説明があった。

(2)　座長の選任について
委員の互選により、石井委員が座長に選任された。

(3)　地方税の税制優遇措置の検討について
事務局より、資料 2 に基づき、基本的考え方(素案)について説明があり、次のとおり意見交換が行われた。
そのうえで、事務局は、次回懇談会までに、委員からの意見を踏まえ、論点の整理や資料の修正を行うこととなった。

【委員からの主な意見】

論点１「企業誘致のインセンティブとして、税の優遇措置は効果があると考えられるか」について

- 企業誘致施策として規制緩和と税と、補助金、政策金融がある。トータルで見て効果があるか、不足しているところに全体として効果があるかの整理が必要。トータルで考えたときに、不動産取得税や固定資産税は大きいため税制優遇による効果があると言える。税制だけで誘致するわけではない。総合的に考えるべき。
- 欧州ではグリーンニューディール、アメリカではインフレ抑制法など大きく打たれているという認識。優遇措置としては、大きなパッケージの中で効果がある。単年度ではなく、長期のプロジェクトに効果があり、政策からのサポートがある面からも金融を出しやすくなることが税制優遇のメリット。波及効果を出したい、という実業面で中長期的にプラスになりうるものが望まれている。
- 戦略的に考えると税制優遇は一つのファクター。人材と産業集積から地域を選択するため、その上で税が数年優遇されるとインセンティブになる。トータルとしてパッケージの中に税があるというのが良い。これまでは労働者、人件費が安い地域に人が行く。また優秀な人材がいることで、雇用の確保が可能。どうして京都に産業集積するかといったら、京セラのような先行企業があり、産学官の連携が取れて人材確保がし易い面がある。
- 税に優遇があるということは投資を呼びこむために悪いということはないのだろう。もっとも、それぞれの地方税軽減によってどのような効果を狙うのかを整理すべき。例えば、初期投資を抑えて投資を呼び込みやすくするということや、大きなリスクや技術や事業環境の不透明さを軽減するなど。企業から見てどのように税が下がったら良いかという視点からだけではなく、事業の構造や特性に合わせて、どのような効果を狙うのかを検討すべき。
- ＧＸ事業をはじめるには、新たな多額のコストがかかること、事業の予見可能性などから事業者から参入障壁を下げるために期間の長い支援を求める声がある。既存税制優遇においては、大企業が対象外となる場合がありえるため、新たな制度の導入は必要。但し、税制優遇単独ではなく、その他の判断要素に対する施策も含めた包括的な支援を検討いただきたい。また、法人２税に優遇については、事業実施地が道内に決まった後にSPCをどこに設置するか、の判断に影響する。
- 税制優遇は一定の効果はあると考える。GX事業を先行きが不透明な中進めることの不確実性に対して、進出を少しでも後押しするためには、投資影響を少しでも緩和できるような長期にわたる補助金制度や規制緩和、人財確保施策も大きな魅力となる。優遇税制に加えこれらの施策をパッケージとしてどれだけ整えられるかが鍵ではないか。

論点２「本道の強みを活かしてＧＸ産業集積を図るために、必要な分野・事業の範囲として十分か」及び
論点３「対象事業者の考え方や具体的な範囲等の設定は適切か」について

- これまでTSHの中で、８つのＧＸプロジェクトについて議論されている。洋上風力など足の長いものがある中、半導体工場やデータセンターの需要サイドを呼んで来るには、クイックに事業が立ち上げる再エネソースがあることが非常に重要。新エネルギーをプラスすることは、非常に良い整理。
- エネルギー政策として考えた際に、スタートアップなどは、ソフト事業が多い。ハードだけで判断はなかなか難しい。新エネルギーなども小規模でできる部分がある。大気中のCO_2を直接回収して、エネルギーにする技術など、現時点では想定できないような新エネルギーがでてくるかもしれない。柔軟な考えが必要。技術革新があると考えると、５年以内の事業者という条件は少し厳しいかもしれない。スタートアップにはハードルを下げてあげるのが良い。また、イノベーションを起こすところは基準にしない方が良くて、スタートアップ事業者へはチャレンジへの支援があってもいい。
- ＧＸの範囲については、広くとって良いと思う。対象事業者については、雇用要件が気になる。ペーパーカンパニーを創られても困るということはわかる。高度人材を集積すると言う意味では、北海道以外の他地域から人材を集めてくるという優遇策であっても良い。これは、難しいと思うので感想だが、今回の税制優遇ではなくともGX産業のエネルギーを創る人への優遇。需要者側（クリーンエネルギーのみを使うなど）のメッセージもあった方が。
- 需要側というのは、データセンターや半導体が入っていると思うが、今回の９つはまずはスタートということで、これからの技術革新等でも更新していくことが必要。
- ＧＸ推進は非常に重要と思うが、行政計画を立てていく話と税の軽減は別の議論である。他産業との関係、住民税との関係もあるので、公平性に留意するべきであり、あまり政策的に使うべきではない。こうした考えを前提としてお話しすると、「範囲」については、賛成。なぜなら、道の計画に基づく範囲・対象となっているからである。もし、他の事業を追加するのなら、先に道のＧＸに関する計画を変更した上で、税の軽減の在り方を改めて検討するとよいと考える。

  次に、「事業者」については立地補助金や他の税軽減の制度があるため、それらとの関係性を整理する必要がある。既存の立地補助金や税制優遇でどこまで支援できているのか、なぜ、それらに加えてさらに新たな税制優遇が必要となるのかを整理するイメージである。個人的には、上乗せるというより、既存の制度を補完するという考え方に基づくと良いのではないかと考える。既存の立地補助金や税制優遇では支援ができていないところをひろっていくという制度設計が良いのではないかと考える。

  加えて、「国際競争力向上に資する」という言葉があるが、それが事業者の要件として具体化されていない。例えば、国際競争力向上に資する事業として、対象事業者の

範囲・条件の要件として、事業規模や投資規模などについて条件をつけていけばよいのではないか。

最後に、人材育成の視点は重要である。高度人材を育成し、あるいは、呼び込むということ、また、地域に職場があるということは重要であり、地元雇用の要件も重要である。なお、ここでいう「地元雇用」とは、非正規なのか正規職員なのか、金融だと正規職員との記載されており、統一した方がよいのではないか。もっとも、高度人材が地元にいないということなら、立地補助金では１名は出向者でよいとする例外規定を設けていることもあるようなので、ここでもそうした工夫を施してもよいと思う。

- 道内 GX 関連事業推進のため、例えば送電線や港湾といった事業の基盤となるインフラを整備する事業もしくは事業者についても、税制優遇の対象に加えるべきと考える。既に GX 関連事業を営んでいる道内事業者が、類似の道内 GX 関連事業に参画する場合にも、新たに参画する事業見合いの税制優遇は受けられるようにすべき。地元雇用要件の考え方は理解するものの、道外から道内への転入も認めるような緩和を検討すべき。
- GX 産業を点ではなく面で機能させるために、港湾も含めた物流関連事業や関連インフラ整備など広範な設定をすることでより良い制度となると考える。道内外問わず、公平な制度とすべきである。GX 関連産業集積と活性化を実現するためには、すでに道内や札幌で事業活動をしている事業者の力も借りなければならない。

  また、雇用要件は一考を要すると考える。事業者の進出により雇用を創出することに異論はないが、様々な業種で人手不足が深刻になっている中、道内で本当に新会社を立ち上げるために必要な知見のある人財を短期で確保しきれるのか疑問である
- 対象とする GX 事業がかなり抽象的で理解が難しいが今後条例化するにあたりより具体的な内容を示す必要性を感じる。例えば、③水素という分野だが、水素を作る・水素を作る設備を作る・水素を作る設備を使う・水素そのものを使う・水素を運ぶ・水素製造装置の運用をするなど様々な分野が想定される。

論点４「ＧＸ事業の強化集積に資するグリーンファイナンスの対象分野・事業の範囲として十分か」及び
論点５「ＧＸ産業の集積を図るための資金提供先として、必要な分野・事業の範囲として十分か」、
論点６「対象事業者の考え方や具体的な範囲等の設定は適切か」について

- カーボンプライシングや排出量取引なども想定されているか。
- 非化石証書やカーボンクレジットは今まさに国において議論されているところであり、必ずしも金融商品とは整理されていないのが現状だが、サポートすべき対象として一考に値するのではないか。
- ＧＸの金融を集積するというのはあまり理解が難しい。どうゆう金融事業者をつれてきたいのかのターゲットがふわっとしている。最終的には具体なものを示した方が良い。金融は世界のどこでもできるので、なぜ札幌なのかが論点。ルクセンブルクに集積しているのは、商品を組成するステップとして、情報収集はGXのプロジェクトがある地域で行われる。どのようなステップがあるか。まずは、事業を組成するときに支店が地域にできる。どのタイミングでどのターゲットなのかの整理が必要。地元の銀行等は、GX融資に力を入れている。連携していくことも検討してはどうか。
- 道外への案件のみの事業者も対象となっているようだが、既存の事業を実施している事業者が道内案件をもっていないという場合と、スタートアップでありまだ道内案件を持っていないという場合が想定されるため、必要に応じて区別してもよいのではないか。例えば、前者については、会社の体力自体はあることが想定されるため、税の軽減の程度を変えるなどを検討してはいかがか。
- 他地域における類似の地方税優遇策との比較において劣後しない内容となることを希望する。

論点７「他県や既存の優遇制度を踏まえ、最も効果的な優遇内容か」について

- この優遇措置は道市単独の財源で行うものであること前提として考えることが重要である。税収面での影響を考える必要もある。初期投資への支援としては、不動産取得税や固定資産税、都市計画税がある。一方で、法人２税は事業リスクに対する支援として、収益が得られない、収益に波がある、というときのために、内部留保を持っておくための支援なのだろう。趣旨を明確にした上で、それを基準に優遇措置を検討する必要がある。その際、法人住民税には均等割があるが、均等割をどうするかという点も論点になるのではないか。事業としてなりたっていないものを誘致するわけではないとするのであれば、均等割は払ってもらう一方で法人税割を軽減するなど区別して議論すべき。福岡市は、均等割は優遇していないようであり、参考にできるのではないか。なお、期間に関しては、一般的には 10 年では長過ぎるのではないか。５年程度で軌道に乗らないのであれば事業継続は難しいのではないか。
- GX においては、脱炭素を進めなければいけないということから他の産業とはそもそも違う。ＧＸリーグも化石燃料賦課金の導入もまだ先であり、足下５年間で収益事業が立ち上げるのは、少し早い。政府としても 10 年くらいのスパンで政策を見ていることから、10 年というのはちょうど良いと感じたところ。
- 収益性がでるものなら、５年で難しければ会社として終わるということがある。但し、インフラを整備するような事業によっては、５年～10 年かかる。パーパス（目的、意図、意義など）がちゃんと設定されていているような企業を選ぶべき。誰でも良いということではなくて。
- インフラはとても長い。金融はまた別。税制で効いてくるのは、不動産取得税、固定資産税。交付税の補填がないということで、優遇案件が来すぎたときに本当に大丈夫か。措置期間の 10 年の期間は、対象で変えた方が良いのでは。
- アメリカのインフレ抑制法はとても投資喚起になっている。税額控除を繰り越し、譲渡などタックスクレジットが有効活用されている。
- 経済界としてはより優遇効果が高く、他地域との競争力のある案が望ましいことから、案１（10 年間最大全額控除）を希望。ただし、事業への参画形態やサプライチェーン上の位置づけにより、初期に手厚く優遇された方がいい、長期にわたって優遇された方がいい、等のニーズが異なるため、事業者が選択できるような制度設計となることが望ましい。また、動産に対する優遇策が手薄であることから、地方税以外も含めて支援策を検討いただきたい。
- 案１（10 年間最大全額控除）が望ましい。事業者として進出するには多額のキャッシュが必要で、先行きを見通せない中での進出の決め手とするには少しでも長期間の優遇制度はありがたい。ただし、様々な業種があることから投資規模や業種により、分けて考えるということも有効かもしれない。

論点８「2032 年度までの制度実施期間は適切か」について

- やや長い様に思う。前期５年くらいの中で、事業ができてほしい。集中的に初めの５年くらいに手を挙げてほしい。５年後に延長するなど。2030 年が道の計画ならそれまでに達成されるような考えにした方が良いのではないか。なお、最終年度に申請してもちゃんと適用される。という考えはそのとおりだと思う。
- 期間は延長も含め柔軟に考えた方が良い。
- 税収の件であるが、全体の税収にどのような影響を与えるかという視点だけでなく、新規に来た方が最初は優遇を受けられるが、その後 10 年 20 年と北海道に立地したら最終的にはプラスの税効果を北海道や札幌にもたらす。という資料があると GX 事業者に優遇をおこなう根拠になるのではないか。様々な事業があり難しいとはと思うが、いくつかのモデル事業で考え方を整理するとよいのではないか。
- 社会実装の時間軸が比較的後ろにある水素や SAF 等、各分野のロートマップを検証し、2032 年度までの申請期間で十分かについて再検討することが必要ではないか。
- 実施期間は妥当だと考えるが、対象とする GX 事業の違いで、延長も含めて考慮すべきかもしれない。本年価格差支援が実施される水素関係の事業や合成燃料については、現時点でロードマップも描きにくく、期間の精査が困難ではないかと考えるため。

以上